

芦屋港活性化推進委員会
プレジャーボート係留施設専門分科会

検討報告書（資料編）

平成30年4月

芦屋港活性化推進委員会・プレジャーボート係留施設専門分科会

事務局：福岡県・芦屋町

資料作成：株式会社 JTB 北九州支店

オリエンタルコンサルタンツ株式会社九州支店

目 次

1	係留隻数及び配置について	1
	(1) 不法係留船隻数の状況整理	1
	(2) 不法係留船隻数の将来見込み	2
	(3) 不法係留船隻数における船舶長整理	3
	(4) 意向調査結果を基にした芦屋港 PB 係留施設予想利用隻数の算定	4
	(5) 他施設から芦屋港 PB 係留施設に移動する隻数の検討	6
	(6) 芦屋港 PB 係留施設の予想利用者総数の算定	14
2	施設使用料の設定について	15
	(1) 類似施設の利用料金の整理	16
	(2) 芦屋港 PB 係留施設における収入の算定	19
	(3) 芦屋港 PB 係留施設の支出の算定	25
3	収支予測について	39
4	管理運営方法について	42
	(1) PB 係留施設整備の前提条件	42
	(2) PB 係留施設の管理運営パターン	42
	(3) 管理運営方法のメリット・デメリット	43
	(4) 管理運営方法のまとめ（方向性）	43

1 係留隻数及び配置について

(1) 不法係留船隻数の状況整理

遠賀川河口域周辺には、平成 13 年頃には 843 隻の不法係留船が確認されていました。その後、不法係留船対策等を実施したことにより、その数は減少傾向となり平成 27 年度には 262 隻にまで減少しました。平成 28 年 9 月には 227 隻、平成 29 年 9 月に実施した最新の調査結果では、遠賀川河口域における不法係留船舶数は 200 隻にまで減少しています。

平成 29 年 9 月調査における不法係留船の係留河川及び管理状況を下記に示します。

表 1 平成 29 年 9 月調査における遠賀川河口域における不法係留船状況

河川名 管理機関	西 川	遠 賀 川 汐 入 川	江 川	小 計
国管理隻数	135 隻	55 隻		190 隻
県管理隻数			10 隻	10 隻
総 数	135 隻	55 隻	10 隻	200 隻

※200 隻のうち、事実上、使うことのできない廃船・沈船は 17 隻 (8.5%)

平成 28 年 9 月における不法係留船の所有者居住地域を下記に示します。

表 2 不法係留船所有者の居住地域状況 (平成 28 年 9 月)

		隻数 (隻)	割合 (%)
北九州市		89	42.5
北九州市 内内訳	八幡西区	53	25.1
	若松区	15	7.1
	八幡東区	10	4.7
	小倉南区	4	1.9
	戸畑区	2	0.9
	小倉北区	3	1.4
	門司区	2	0.9
芦屋町		28	13.3
遠賀町		9	4.3
岡垣町		15	7.1
中間市		14	6.6
直方市		5	2.4
水巻町		13	6.2
宗像市		8	3.8
その他		30	14.2
合 計		211	100.0

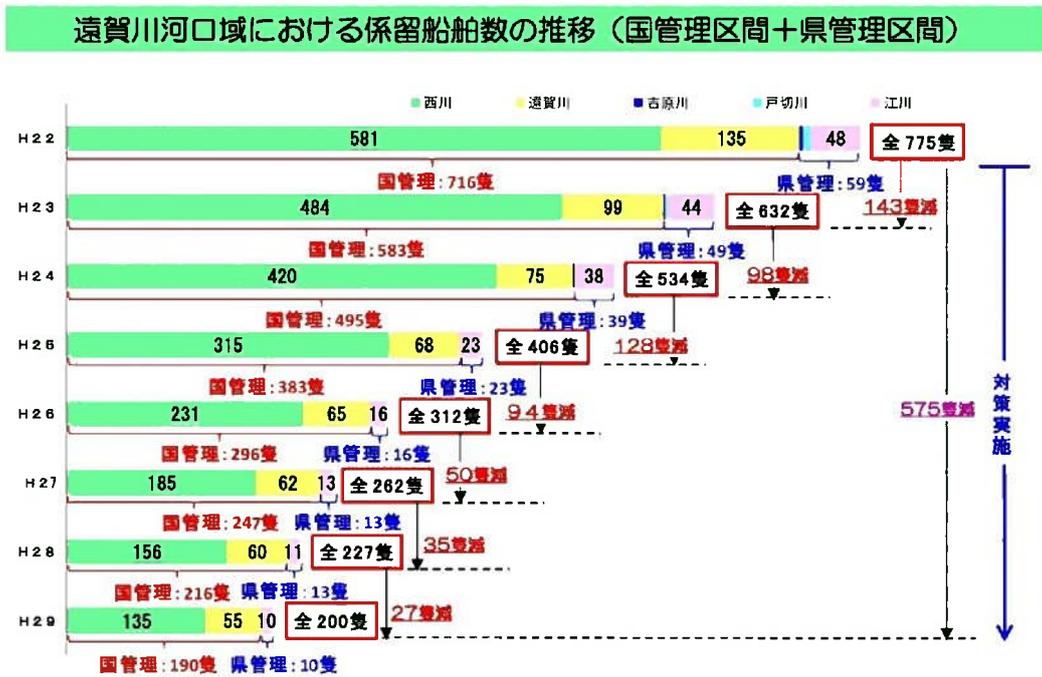
※所有者非特定が 16 隻あったため、所有者確定隻数は 211 隻。

(2) 不法係留船隻数の将来見込み

遠賀川河口域周辺における不法係留船隻数は年々減少傾向にあります。今後、芦屋港にボートパークを整備するにあたっては、整備規模を把握するため、不法係留船隻数の減少傾向とボートパークの整備時期を見込む必要があります。

芦屋港におけるボートパークは、現時点では平成32年頃の整備が予定されているため、不法係留船隻数の予測年次は平成32年度とします。

プレジャーボート係留施設で予想される係留隻数は、遠賀川河口域における放置艇の推移や所有者アンケートの結果及び周辺施設の利用状況等のデータを分析し予測しました。その際、芦屋港周辺地域以外の他圏域からの利用の転換がどの程度あるのか、他施設の事例を参考にし、係留隻数に加算しています。



平成22年から平成29年までの間に全体で **575隻** の係留船が減少している。

図 1 遠賀川河口域における係留船舶数の推移

出典：遠賀川河川事務所提供資料

(3) 不法係留船隻数における船舶長整理

予測年次である平成 32 年における不法係留隻数 157 隻の船舶長別隻数が不明であるため、平成 29 年度の調査結果における所有船舶長別の回答者数とその構成比を基に、今回の検討における平成 32 年度時での修正船舶長区分と修正構成比を算定しました。

その結果を下記に示します。〈下表参照〉

表 3 不法係留船の船舶長別構成比並びに修正版構成比

船舶長	回答数 (人)	構成比 (%)	修正船舶長区分	修正構成比 (%)
4m 未満	1	1.4	6m 未満	14.8
5m 未満	1	1.4		
6m 未満	7	10.0		
7m 未満	18	25.7	6m 以上 7m 未満	29.5
8m 未満	12	17.1	7m 以上 8m 未満	19.7
9m 未満	6	8.6	8m 以上 9m 未満	9.8
10m 未満	9	12.9	9m 以上	26.2
11m 未満	5	7.1		
12m 未満	0	0.0		
13m 未満	1	1.4		
14m 未満	1	1.4	全体	100.0
無回答	9	12.9		
全体	70	100.0	全体	100.0
全体 (無回答を除く)	61			

(4) 意向調査結果を基にした芦屋港 PB 係留施設予想利用隻数の算定

上記の不法係留船数と、それら不法係留船所有者を対象に実施された意向調査結果（平成 29 年度実施）を基に、遠賀川河口周辺に移動を希望されている方々を芦屋港 PB 利用希望者と仮定しました。その予想利用隻数は下記の通りと推計されます。

予想利用隻数（最大値）：134 隻（=157 隻×85.5%）・・・「Ⅰ」

予想利用隻数（最小値）：107 隻（=157 隻×68.4%）・・・「Ⅱ」

■予想利用隻数（最大値）【134 隻】の根拠

予想利用者数（最大値）で用いた「85.5%」に関しては、下記の①と②を乗じた値です。算定方法に関しては、アンケートの設問で船の移動先を「北九州市方面」「津崎方面」「その他」と回答した方々については、それらの地域にプレジャーボードの空きがないことから、船を芦屋港に移動する可能性が高いと想定した結果です。

■予想利用隻数（最小値）【107 隻】の根拠

予想利用隻数（最小値）で用いた「68.4%」に関しては、下記の①と②と③を乗じた値です。これは、意向調査結果を基に算出した芦屋港に移動する割合を上記最大値に乗じた値です。

- 【重点的撤去区域に指定された船を移動する割合 ⇒ 95.0%】・・・①
- 【船を移動する場合、これから移動先を探す割合 ⇒ 90.0%】・・・②
- 【これから移動先を探す場合、遠賀川河口付近を希望する割合 ⇒ 80.0%】・・・③



図 2 重点的撤去区域に指定された船を移動する割合【①】

出典：遠賀川船舶所有者アンケート調査（H29.9）

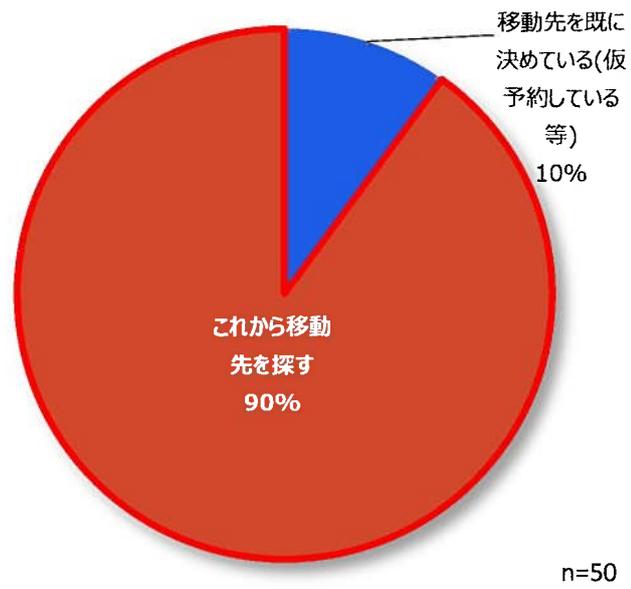


図 3 船を移動する場合、これから移動先を探す割合【②】

出典：遠賀川船舶所有者アンケート調査 (H29. 9)

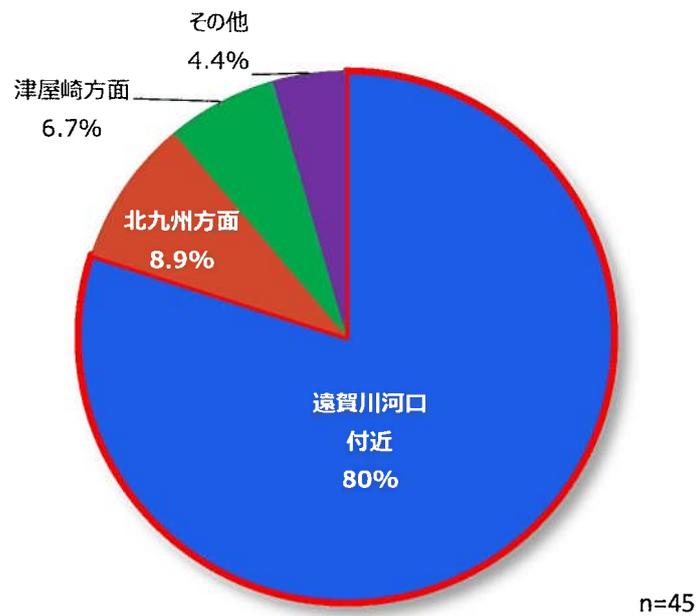


図 4 これから移動先を探す場合、遠賀川河口付近を希望する割合【③】

出典：遠賀川船舶所有者アンケート調査 (H29. 9)

(5) 他施設から芦屋港 PB 係留施設に移動する隻数の検討

1) 芦屋港周辺の漁場の整理

九頭竜川 BP のヒアリング結果では、「BP 近くの沖に良好な漁場が存在している」が理由の一つとしてあげられていました。そこで、芦屋港周辺の漁場について整理しました。

① 福岡県における芦屋港海域の漁業状況

福岡県には、外海性の筑前海、内湾性の有明海と豊前海の3つ海が存在します。芦屋港は、その中の外海性の筑前海に位置しています。

【筑前海の漁場特性について】

- 対馬東水道に位置し、対馬暖流の影響を受ける外海性の海域である。
- 水深は120m以浅でなだらかに傾斜する陸棚域であり、天然礁が多く分布している。
- 沿岸や島周辺の岩礁域には藻場が形成されている。
- 浅海域が広がっているため餌生物が豊富である。
- 主要魚種は、沖合の対馬暖流から南下北上移動するマダイ、イサキ、マアジ、ブリ等の広域回遊魚である。※H21 のマダイの漁獲量は全国1位（H26 は全国2位）

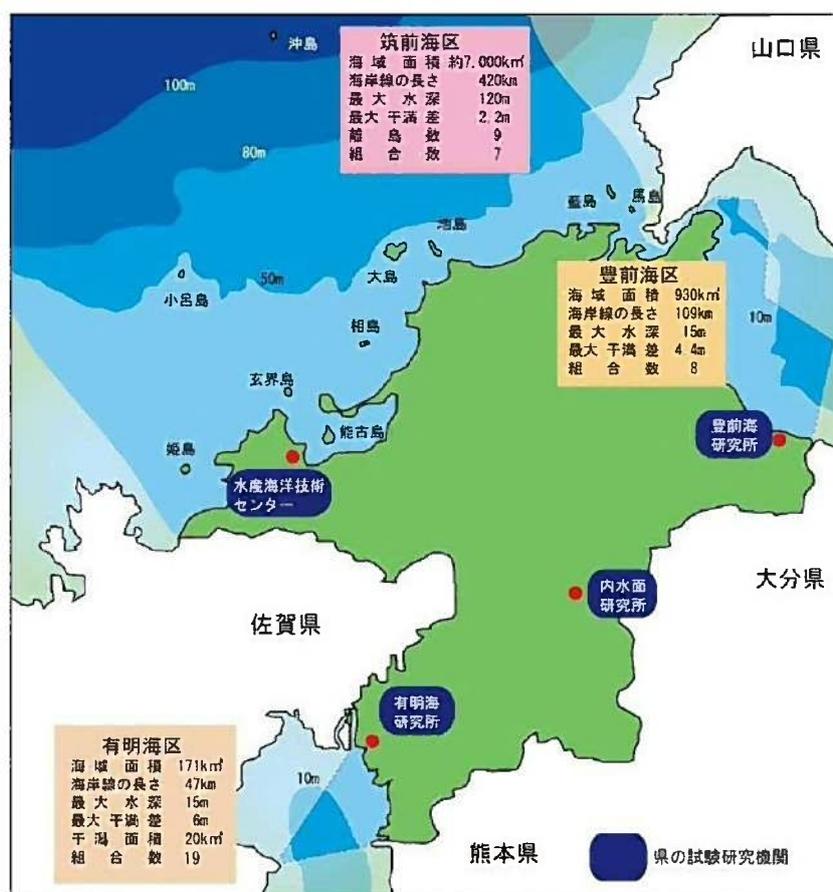


図5 福岡県の漁場概要図

出典：福岡の漁港漁場 2014（福岡県 HP）

を占めていたが、平成 22 年次では、30 歳～50 歳は約 30%に減少しており、変わって 50 歳以上が 65%を占めている。

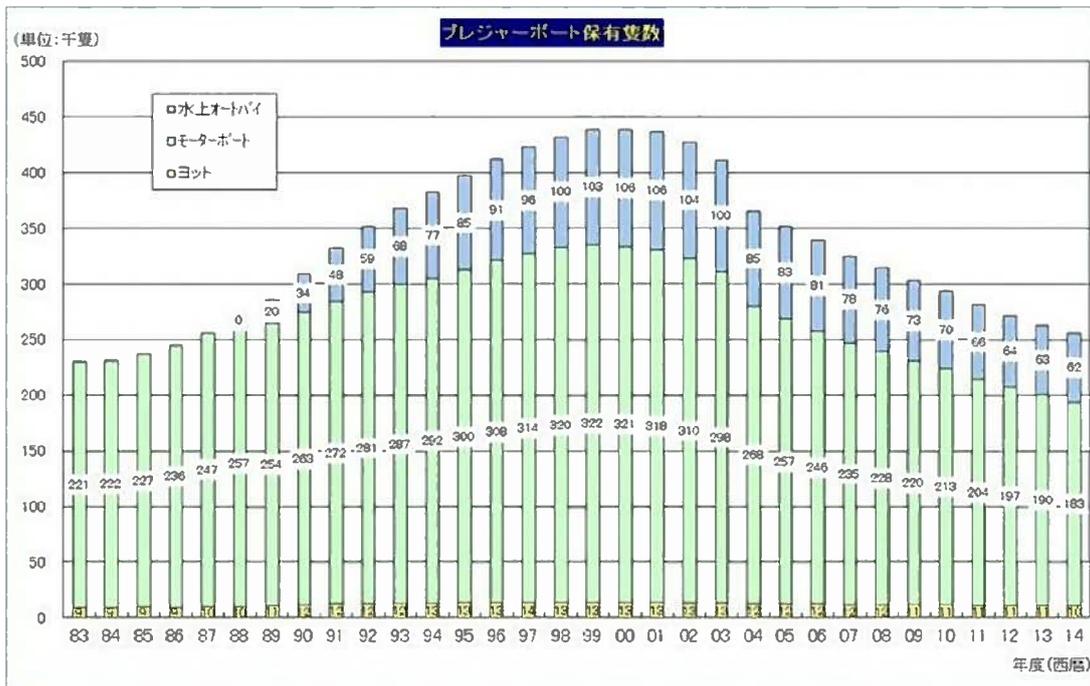


図 7 全国プレジャーボート保有隻数推移

出典：全国一斉マリンレジャーアンケート調査（平成 23 年 1 月）

（全国一斉マリンレジャーアンケート実行委員会）

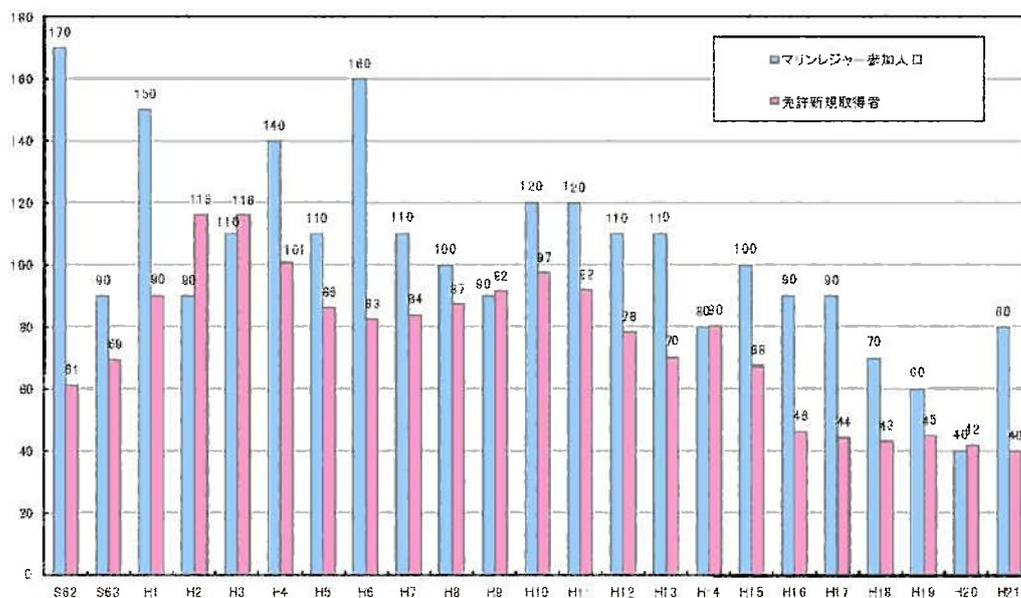


図 8 免許取得者およびマリンレジャー参加者の推移

出典：プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に対する推進計画

（平成 25 年 5 月 国土交通省水産庁）

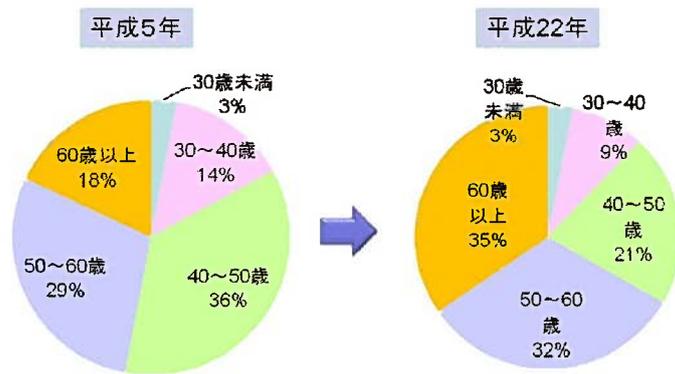


図 9 ボートオーナー年齢構成推移

出典：プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に対する推進計画
(平成 25 年 5 月 国土交通省水産庁)

3) 他地域からの利用可能性隻数の検討

他地域から芦屋港 PB を利用する可能性がある隻数について複数案検討しました。

① 福井港九頭竜川ボートパークにおける圏外利用者の整理

福井港九頭竜川ボートパーク（以下、九頭竜川 BP と記載）における総保管可能隻数と、平成 27 年 4 月末時点での利用者数、さらには中京圏と石川県から当施設を利用している隻数とその割合を下記に示します（石川県は数隻とのことなので 5 隻と仮定）。

表 4 九頭竜川 BP の総可能隻数と利用者数並びに中京圏からの利用者数とその割合

	総保管可能 隻数	利用者数 (平成 27 年 4 月 末)	他県、地圏域からの利用数と割合		
			中京圏	石川県	総数
総 数	377 隻 (水域：90) (陸上：230)	281 隻 (水域：77) (陸上：204)	40 隻 (14.2%) (40/281)	5 隻 (1.8%) (5/281)	45 隻 割合：16% (45/281)

■中京圏からの利用者が存在している理由

上表が示す通り、中京圏と石川県を合わせて利用者数 281 隻に対し約 16%の利用者が存在します。このことにおいて現地ヒアリング調査結果では、下記の 4 つの理由により九頭竜川 BP の施設を利用していると判断しています。

- 九頭竜川 BP 近くの沖に、良好な漁場が存在しています。
- 中京圏のボートパークは、釣り場へ出るまで 1~2 時間を要するが、九頭竜川 BP の場合、BP 近くの沖にて釣りが可能です。
- 中京圏のボートパークに対し九頭竜川 BP は利用料金が安価です。
- 東海自動車道や北陸自動車道等の開通によりアクセス環境が向上しました。

■福井港九頭竜川ボートパークの事例から判断した芦屋港 PB 係留施設の予想圏外利用者数

九頭竜川 BP の事例を踏まえると、他県や他圏域からの利用者数は現利用者数の約 16% に相当すると判断できます。この値を芦屋港 PB 係留施設に適応させると、他県や他圏域からの下記の利用者数が予想されます。

✚ (従前)：予想利用隻数 (最大値 134 隻) から判断した場合

他県や他圏域からの予想利用者数：26 隻・・・「Ⅲ」

【算出方法】

芦屋港における他県や他圏域からの予想利用者数 (転換量) を X とした場合

最大値 (134 隻) の場合 $\Rightarrow X / (135 + X) = 16\%$ $X=25.5$

なお、近隣施設 (脇田フィッシャリーナ、津屋崎ヨットハーバー等) にヒアリングした結果、「地元以外の人の利用や問い合わせは少なくない。」という回答を得たため、他圏域からの予想利用者数 26 隻の可能性はあると考えられます。

② 脇田漁港フィッシャリーナの事例における圏外利用者の整理

脇田漁港フィッシャリーナでは、利用者を住所別で調べたところ市内が 78% で、市外が 22% でした。この市外割合を用いると、下記のようになります。

✚ 予想利用隻数 (最大値 134 隻) から判断した場合

他県や他圏域からの予想利用者数：38 隻

【算出方法】

芦屋港における他県や他圏域からの予想利用者数 (転換量) を X とした場合

最大値 (134 隻) の場合 $\Rightarrow X / (134 + X) = 22\%$ $X=37.8$

③ 芦屋船舶会ヒアリング結果から整理した圏外利用者の整理

芦屋船舶会の H21 の隻数は、漁船 34、ボート 14 隻の合計 48 隻でした。そのうち、4 隻は脇田フィッシャリーナと柏原漁港に移動したため、芦屋港にボートパークができれば戻ってくる可能性は高いと意見を頂きました。

上記のヒアリング結果を踏まえ、H22 年の係留船舶数 775 隻を用いて県外利用者の算出をおこないました。

✚ 他県や他圏域からの予想利用隻数

他県や他圏域からの予想利用者数：65 隻

【算出方法】

芦屋船舶会ヒアリング結果である「H21 の漁船・ボート隻数に対する移動可能隻数の割合」： $4/48$ (8.3%)

H22 の遠賀川不法係留船舶数：775 隻

【計算式】

他県・他圏域からの利用隻数 $= 4/48 \times 775 = 64.6$

以上 3 案を整理すると下記の通りとなりました。

■第1案（脇田漁港フィッシャリーナ事例ベース）

合計隻数：172 隻（町内利用隻数：134 隻、圏外利用隻数：38 隻）

■第2案（九頭竜川 BP 事例ベース）

合計隻数：160 隻（町内利用隻数：134 隻、圏外利用隻数：26 隻）

■第3案（芦屋船舶会ヒアリング結果ベース）

合計隻数：199 隻（町内利用隻数：134 隻、圏外利用隻数：65 隻）

これまでの検討内容を基に、次頁に、芦屋港 PB 係留施設におけるケース別予想利用検討比較一覧表を示します。

表 5 芦屋港 PB 係留施設におけるケース別予想利用検討比較一覧表

	第 1 案 (脇田漁港フィッシャリーナ)	第 2 案 (九頭竜川 BP)	第 3 案 (芦屋船舶会)
主 旨	H32 予測隻数にアンケート結果を乗じ町内からの利用者隻数を算定。 他県・他圏域からの利用者隻数については、脇田フィッシャリーナ事例の利用割合を引用	H32 予測隻数にアンケート結果を乗じ町内からの利用者隻数を算定。 他県・他圏域からの利用者隻数については、九頭竜川 BP 事例の利用割合を引用	H32 予測隻数にアンケート結果を乗じ町内からの利用者隻数を算定。 他県・他圏域からの利用者隻数については、芦屋船舶会ヒアリング結果である H21 の漁船・ボート隻数に対する移動可能隻数の割合を反映。
H32 年度の係留船推移実質予測	①157 隻 (国土交通省ヒアリング結果)		
町内からの 予想利用者隻数 算出方法	<p>【条件】</p> <p>②重点的撤去区域に指定された船を移動する割合：95.0%</p> <p>③船を移動する場合、これから移動先を探す割合：90.0%</p> <p>④これから移動先を探す場合、遠賀川河口付近を希望する割合：80.0%</p> <p>【計算値】</p> <p>⑤最大値=①×②×③=134 隻</p> <p>⑥最小値=①×②×③×④=107 隻</p>		
近隣や他県等からの予想 利用隻数計算方法	<p>【条件】</p> <p>⑦脇田フィッシャリーナにおける市外 (他県・他圏域) の利用割合：22%</p> <p>【計算式】</p> <p>他県・他圏域からの利用隻数 (X)</p> $X / (X + ⑤) = ⑦$ <p>【計算値】</p> <p>⑧最大値=38 隻</p> <p>⑨最小値=0 隻 (他県・他圏域の利用見込めず)</p>	<p>【条件】</p> <p>⑦九頭竜川 BP における他県・他圏域の利用割合：16%</p> <p>【計算式】</p> <p>他県・他圏域からの利用隻数 (X)</p> $X / (X + ⑤) = ⑦$ <p>【計算値】</p> <p>⑧最大値=26 隻</p> <p>⑨最小値=0 隻 (他県・他圏域の利用見込めず)</p>	<p>【条件】</p> <p>⑦A. 芦屋船舶会ヒアリング結果である「H21 の漁船・ボート隻数に対する移動可能隻数の割合」：4/48 (8.3%)</p> <p>⑦B. H22 の遠賀川不法係留船数：775 隻</p> <p>【計算式】</p> <p>他県・他圏域からの利用隻数</p> $⑦A \times ⑦B$ <p>【計算値】</p> <p>⑧最大値=65 隻</p> <p>⑨最小値=0 隻 (他県・他圏域の利用見込めず)</p>
予想利用隻数	<p>⑩最大値=⑤+⑧=172 隻</p> <p>⑪最小値=⑥=107 隻</p>	<p>⑩最大値=⑤+⑧=160 隻</p> <p>⑪最小値=⑥=107 隻</p>	<p>⑩最大値=⑤+⑧=199 隻</p> <p>⑪最小値=⑥=107 隻</p>
長 所	従前からの考え方を踏襲しており、単純明快で分かりやすい。また、近隣の事例を用いており、市外からの利用者の割合も従前と比較すると妥当な数値であると考えられる。	従前からの考え方を踏襲しており、単純明快な考え方である。	ヒアリング結果を引用しており、根拠となる考え方である。また、9m 以上の船を係留させることを勘案すると、より多くの利用者が見込めるため、200 隻の可能性も低くはないと推測される。
短 所	当事例の施設は 9m 以下の船しか対応しておらず、9m を超える船の隻数を反映した結果とは言い難い。	少々遠方の事例であり、市外等からの利用者が多くなる可能性が十分反映されているとは言い難い。	引用した値の分母が必ずしも大きくない点や、H22 不法係留船数には H32 不法係留船数も含まれているとも考えられ、聊か強引な考え方であるとも言える。
総 評	最大値の第 3 案 (199 隻) は、聊か強引な計算方法ではあるが 9m 以上の船の係留を考慮した場合、採用し収支検討を行うことが適当であると考えられる。従って、第 1 案 (172 隻) と第 2 案 (160 隻) に加えて、⑪の最小値 (107 隻) を最悪の場合と仮定し、都合 4 ケースの隻数を基に、今後の収支に関する検討を行うこととした。		

※この資料は、係留隻数を検討するにあたり仮で作成した配置図です。
 航路の確保等現状を踏まえたPBの配置可能なエリアに配置した場合のイメージとなります。
 あくまでも、図面上で仮置きしたもので、この配置図は決定事項ではありません。

	案③：係留隻数：199隻 係留方向：北西	案④：係留隻数：199隻 係留方向：北東								
配置図										
保管可能 隻数につ いて	船長	海上保管 (隻)	陸上保管 (隻)	合計 (隻)	備考	船長	海上保管 (隻)	陸上保管 (隻)	合計 (隻)	備考
	6m未満	26	3	29		6m未満	22	7	29	
	6-7m	0	59	59		6-7m	0	59	59	
	7-8m	0	39	39		7-8m	0	39	39	
	8-9m	0	20	20		8-9m	0	20	20	
	9-10m	23	7	30		9-10m	18	12	30	
	10-11m	16	0	16		10-11m	16	0	16	
	11-12m	0	0	0		11-12m	0	0	0	
	12-13m	3	0	3		12-13m	3	0	3	
13-14m	3	0	3		13-14m	3	0	3		
合計 (隻)	71	128	199		合計 (隻)	62	137	199		
メリ ット	<ul style="list-style-type: none"> 防砂堤法線平行方向に浮桟橋が配置されており、岸壁からのアクセスが容易。(利便性がよい) 斜路を利用し、陸上に船舶を揚げた場合、陸上保管箇所への導線が直線であるため、利用しやすい。 防砂堤前面の土砂の浚渫が容易であり、維持管理が行いやすい。 					<ul style="list-style-type: none"> 北西向きの風に対して船舶の動揺が軽減される。 				
デ メ リ ット	<ul style="list-style-type: none"> 北西向きの風に対して、動揺が大きくなる可能性がある。 					<ul style="list-style-type: none"> 防砂堤法線と直角に浮桟橋を配置しているため、浮桟橋を利用する際には、幅3m程度の防砂堤を抜いていかなければならない。特に夜間等の利用を考えると、安全面での対策が必要。 斜路を利用し、船舶を揚陸した場合、陸上保管箇所への導線が直角に曲がっているため、利便性や機動性に劣る。また、斜路の構造についても、船舶を転回させるだけの十分な面積が必要となる。 静穏域を十分に活かした配置が難しい。 防砂堤前面に浮桟橋があるため、土砂の浚渫が困難である。 				

→前回の第3回専門分科会で案③の係留方向で配置計画を実施することが決定した。

(6) 芦屋港 PB 係留施設の予想利用者総数の算定

これまでの整理・検討内容を踏まえると、芦屋港 PB の予想利用者総数には、条件などを考慮し、予想数に幅を持たせることが適切であると判断できます。中でも、県外や圏域外からの利用者数においては、利用料金やプレジャーボートの利用者数の減少と高齢化の問題、そして良好な漁場の存在を積極的に宣伝広報活動するなど、今まで以上の努力が必要であると考えられます。

このため、今後の社会情勢や漁場状況等によっては、県外や圏域外からの利用者の移動や獲得が難しく、その利用者数を加算できないと推測されます。

これらのことを踏まえ、平成 32 年度時での芦屋港 PB 係留施設における予想利用者数は其々ケース別に下記のようにになると判断しました。

表 6 芦屋港 PB 係留施設におけるケース別予想利用者数

	第 1 案	第 2 案	第 3 案 (最大値)	第 4 案 (最小値)
予想 利用者数	134 隻	134 隻	134 隻	107 隻
予想圏外 利用者数	38 隻	26 隻	65 隻	0 隻
予想 総利用者数	172 隻	160 隻	199 隻	107 隻
備 考	脇田 F ベース	九頭竜川 BP ベース	芦屋船舶会 ベース	予測最下位 ベース

2 施設使用料の設定について

上記類似施設における年間利用料金を比較分析した結果を示します。

- ✦ ボートパーク広島と芦屋マリーナ株式会社は他施設より高額であり適応しがたい。
- ✦ 陸上保管と水域保管が別料金も施設あれば、同額になっている施設もある。
- ✦ 鳥取港 BP では、陸上は水域で金額が異なり、陸上は水域の約半額である。
- ✦ 九頭竜川 BP と柏原漁港が類似した料金設定になっている。
- ✦ 柏原漁港より脇田漁港フィッシャリーナは比較的高額であるが、いずれも満隻状態である。
- ✦ 柏原漁港は、船舶係留マス等もなく、空いたスペースにその大きさに合う船舶を係留するだけの簡易施設である。他の係留施設と安易に比較できないと考える。
- ✦ 津屋崎ヨットハーバーは、水域（浮浅橋）の方が陸上保管より安価になっている。
- ✦ 福間漁港小型船舶施設は、水面保管料金の約 9 掛けが陸上保管料金になっている。



【芦屋港 PB 係留施設予想収支検討上の利用料金条件】

- 利用料金は、下記の 2 ケースで芦屋港 PB 係留施設における収支の検討を行うこととする。
 - 料金ケース A：陸上保管と水域保管を別料金
 - 料金ケース B：陸上保管と水域保管を同料金
- 料金ケース A の水域保管の利用料金は、脇田漁港フィッシャリーナと同程度の料金とした。
- 料金ケース A の陸上保管の利用料金は、福間漁港小型船舶係留施設と同様に、水面保管料金の約 9 割掛けの料金とした。
- 料金ケース B は、陸上・水域保管共に、脇田漁港フィッシャリーナと同程度の料金とした。
- 上下架料金は、両ケース共に福間漁港小型船舶施設の同料金を採用し、船舶長の違いに関係なく一律料金とした。

上記までの検討結果を踏まえ、芦屋港 PB 係留施設の利用料金を下記のように設定しました。

表 7 芦屋港 PB 係留施設における料金ケース別年間利用料金（案）

船舶長区分	料金ケース A		料金ケース B
	陸上保管	水域保管	陸上・水域保管共通
6m 未満	81,900 円	90,000 円	90,000 円
6m 以上 7m 未満	91,455 円	105,000 円	105,000 円
7m 以上 8m 未満	109,200 円	120,000 円	120,000 円
8m 以上 9m 未満	122,850 円	135,000 円	135,000 円
9m 以上	—	150,000 円	150,000 円
上下架料金等	1,680 円（両ケース共通、船舶長に関係なく一律）		

(1) 類似施設の利用料金の整理

下記の複数の類似施設（ボートパーク）における利用料金の整理を行いました。
 なお、利用料金一覧表は巻末に掲載します。

① 脇田漁港フィッシャリーナ（福岡県北九州市）

利用料金：1,310円/m/月（1m当り1ヵ月料金、艇長1m未満の端数は繰上げ）
 例）艇長6m：94,320円/年（7,860円/月）、
 艇長9m：141,480円/年（11,790円/月）

② 鳥取港ボートパーク（鳥取県）

表8 鳥取港PB係留施設の利用料金一覧

区分		料金（年間1区画あたり）
賀露地区	水域	65,000円（8m未満）、82,000円（8m以上）
千代地区	水域	74,000円（6m未満）、99,000円（6～8m未満）
	陸域	37,000円（6m未満）、50,000円（6～8m）、63,000円（8m以上）

③ ボートパーク広島（広島県）

表9 ボートパーク広島の利用料金一覧

パース呼称	対象艇 （実測延 長）	月額係留 利用金額 （円/1月）	月額設備 利用料 （円/1月）	年間係留 利用金額 （円/1年）	保証金
7m	～8m	16,200	2,160	220,320	90,000
8m（水道のみ）	～9m	18,900	2,376	255,312	105,000
8m（陸電使用）			7,776	320,112	
8m（陸電不要）			5,076	287,712	
9m（水道のみ）	～10m	21,600	2,592	290,304	120,000
9m（陸電使用）			8,316	358,992	
9m（陸電不要）			5,256	322,272	
陸電11m	～13m	31,320	11,232	510,624	174,000
陸電14m	～16m	52,920	13,500	797,040	294,000

出典：ボートパーク広島 HP

<http://www.boatpark-hiroshima.co.jp/guidance/>

④福井港九頭竜川 BP（福井県）

表 10 福井港九頭竜川ボートパークの利用料金一覧

施設名	利用料金算定基礎	利用料金額(円)《消費税込》	
		1隻1か月あたり	1隻1年あたり
船揚場	艇長 7m未満	5,510 円	55,100 円
	艇長 7m以上 7.5m未満	7,020 円	70,200 円
	艇長 7.5m以上 8.5m未満	8,100 円	81,000 円
	艇長 8.5m以上 9.5m未満	9,180 円	91,800 円
	艇長 9.5m以上	10,260 円	102,600 円
浮棧橋	艇長 7m未満	15,450 円	154,500 円
	艇長 7m以上	19,440 円	194,400 円

表 11 福井港九頭竜川ボートパークの船舶揚降施設利用料金

利用料金算定基礎	上下架料金(円) 《消費税込》	詳細
艇長 10m未満	1往復 2,100 円	利用者立ち会いのもと管理者が揚降
	1往復 4,200 円	利用者不在で管理者が揚降・係留
艇長 10m以上	1往復 3,200 円	利用者立ち会いのもと管理者が揚降
	1往復 6,400 円	利用者不在で管理者が揚降・係留

表 12 福井港九頭竜川ボートパークの施設利用料金（その他の施設の共益費）

保管場所	利用料算定基礎	利用料金（年間）
陸上保管	一律	32,400 円
係留保管（水面）		32,400 円
ビジター	別途相談	

⑤ 芦屋マリーナ株式会社（福岡県芦屋町）

表 13 芦屋マリーナの利用料金一覧

区分（船艇長）	年間艇置料	保証料	上下架料(往復) 契約艇(ビジター艇)
6.0m 未満	180,000 円	108,000 円 ～140,400 円	3,240 円 (5,400 円)
6.0m 以上～7.5m 未満	190,000 円	140,400 円	
7.5m 以上～7.8m 未満	216,800 円		
7.8m 以上～8.1m 未満	227,600 円		
8.1m 以上～8.4m 未満	238,400 円	162,000 円	4,320 円 (6,480 円)
8.4m 以上～8.7m 未満	259,200 円		
8.7m 以上～9.0m 未満	270,000 円		

⑥ 柏原漁港（福岡県芦屋町）

■ 主な施設概要

- ✓ 現在使用隻数は 33 隻であり、現在満隻です。（全て水面係留）
- ✓ 当施設は、柏原漁港に設置された仮設のボートパークです。
- ✓ 一般的なボートパークに配備されている係留設備はありません。

■ 利用料金

利用料金：23～27 円／m／日（1m 当り 1 日料金、艇長 1m 未満の端数は繰上げ）

例）船舶幅が 2m～3m 以下で艇長 6m 未満：54,750 円／年（25 円×6m×365 日）

船舶幅が 2m～3m 以下で艇長 7m 未満：63,875 円／年

船舶幅が 2m～3m 以下で艇長 8m 未満：73,000 円／年

船舶幅が 2m～3m 以下で艇長 9m 未満：82,125 円／年

当該施設の使用料に関しては、芦屋町漁港管理条例の中で定められており第 13 条第 1 項に明記されています。その条例（一部）を下記に示します。

表 14 芦屋町漁港管理条例（抜粋、柏原漁港の使用料規定）

区分	単位	料金	備考
船舶の幅が 2メートル以下の船舶	船舶の長さ 1メートルにつき	日額 23 円	(1)船舶の長さに 1メートル未満の端数があるときは、1メートルとして計算する。 (2)1日未満の端数があるときは、1日として計算する。
船舶の幅が 2メートルを越え、3メートル以下の船舶	船舶の長さ 1メートルにつき	日額 25 円	
船舶の幅が 3メートルを越える船舶	船舶の長さ 1メートルにつき	日額 27 円	

出典：芦屋町 HP（芦屋町漁港管理条例第 13 条第 1 項から抜粋）

(2) 芦屋港 PB 係留施設における収入の算定

1) 船舶長並びに船舶長別隻数の把握

表 3 の修正構成比と表 6 の 4 案の予想利用隻数を基に、下記の配分条件を基に陸上保管と水域保管の隻数配分を行い、4 案における保管区域別の船舶長別隻数を整理しました。

【陸上保管と水域保管隻数確定上の配分条件】

- 水域保管の最大数は 90 隻と設定した。
- 9m 以上の船は水域保管のみとし、8m 以上の船も極力水域保管とした。
- 6m 未満の船は極力陸上保管とした。
- 水域保管の利用を優先し、水域保管の利用が満数（90 隻）になるよう隻数を配分した。
- 船舶長が長い船から優先的に水域保管に配分し、水域保管満数以降は陸上保管に配分

表 15 平成 32 年度における予想利用者数別の船舶長別隻数（単位：隻）

船舶長	第 1 案		第 2 案		第 3 案（最大値）		第 4 案（最小値）	
	172 隻の場合		160 隻の場合		199 隻の場合		107 隻の場合	
	陸上	水域	陸上	水域	陸上	水域	陸上	水域
6m 未満	25	0	24	0	29	0	16	0
6m 以上 7m 未満	32	19	23	24	51	8	1	30
7m 以上 8m 未満	17	17	15	16	19	20	0	21
8m 以上 9m 未満	8	9	8	8	10	10	0	10
9m 以上	0	45	0	42	0	52	0	28
合 計	82	90	70	90	109	90	17	90

2) 各ケースにおける料金収入の算定

上記、表 15 に表 7 の利用料金を乗じ、料金ケース別に、其々の利用料金収入を算出しました。その結果を下表に示します。

①料金ケース A（陸上・水域別料金）における利用料金収入の算定

表 16 第 1 案（172 隻）の利用料金算定表【陸上・水域別料金】

船舶長区分	利用料金		隻数			利用料金収入		小計
	陸上	水域	合計	陸上	水域	陸上	水域	
6.0m 未満	81,900	90,000	25	25	0	2,047,500	0	2,047,500
6.0m以上7.0m 未満	91,455	100,500	51	32	19	2,926,560	1,909,500	4,836,060
7.0m以上8.0m 未満	109,200	120,000	34	17	17	1,856,400	2,040,000	3,896,400
8.0m以上9.0m 未満	122,850	135,000	17	8	9	982,800	1,215,000	2,197,800
9.0m 以上	—	150,000	45	0	45	—	6,750,000	6,750,000
合計			172	82	90	7,813,260	11,914,500	19,727,760

表 17 第 2 案（160 隻）の利用料金算定表【陸上・水域別料金】

船舶長区分	利用料金		隻数			利用料金収入		小計
	陸上	水域	合計	陸上	水域	陸上	水域	
6.0m 未満	81,900	90,000	24	24	0	1,965,600	0	1,965,600
6.0m以上7.0m 未満	91,455	100,500	47	23	24	2,103,465	2,412,000	4,515,465
7.0m以上8.0m 未満	109,200	120,000	31	15	16	1,638,000	1,920,000	3,558,000
8.0m以上9.0m 未満	122,850	135,000	16	8	8	982,800	1,080,000	2,062,800
9.0m 以上	—	150,000	42	0	42	—	6,300,000	6,300,000
合計			160	70	90	6,689,865	11,712,000	18,401,865

表 18 第 3 案（199 隻）の利用料金算定表【陸上・水域別料金】

船舶長区分	利用料金		隻数			利用料金収入		小計
	陸上	水域	合計	陸上	水域	陸上	水域	
6.0m 未満	81,900	90,000	29	29	0	2,375,100	0	2,375,100
6.0m以上7.0m 未満	91,455	100,500	59	51	8	4,664,205	804,000	5,468,205
7.0m以上8.0m 未満	109,200	120,000	39	19	20	2,074,800	2,400,000	4,474,800
8.0m以上9.0m 未満	122,850	135,000	20	10	10	1,228,500	1,350,000	2,578,500
9.0m 以上	—	150,000	52	0	52	—	7,800,000	7,800,000
合計			199	109	90	10,342,605	12,354,000	22,696,605

表 19 第 4 案（107 隻）の利用料金算定表【陸上・水域別料金】

船舶長区分	利用料金		隻数			利用料金収入		小計
	陸上	水域	合計	陸上	水域	陸上	水域	
6.0m 未満	81,900	90,000	16	16	0	1,310,400	0	1,310,400
6.0m以上7.0m 未満	91,455	100,500	32	1	31	91,455	3,115,500	3,206,955
7.0m以上8.0m 未満	109,200	120,000	21	0	21	0	2,520,000	2,520,000
8.0m以上9.0m 未満	122,850	135,000	10	0	10	0	1,350,000	1,350,000
9.0m 以上	—	150,000	28	0	28	—	4,200,000	4,200,000
合計			107	17	90	1,401,855	11,185,500	12,587,355

②料金ケース B（陸上・水域同料金）における利用料金収入の算定

表 20 第 1 案（172 隻）の利用料金算定表【陸上・水域同料金】

船舶長区分	利用料金		隻数			利用料金収入		小計
	陸上	水域	合計	陸上	水域	陸上	水域	
6.0m 未満	90,000	90,000	25	25	0	2,250,000	0	2,250,000
6.0m以上7.0m 未満	100,500	100,500	51	32	19	3,216,000	1,909,500	5,125,500
7.0m以上8.0m 未満	120,000	120,000	34	17	17	2,040,000	2,040,000	4,080,000
8.0m以上9.0m 未満	135,000	135,000	17	8	9	1,080,000	1,215,000	2,295,000
9.0m 以上	150,000	150,000	45	0	45	—	6,750,000	6,750,000
合計			172	82	90	8,586,000	11,914,500	20,500,500

表 21 第 2 案（160 隻）の利用料金算定表【陸上・水域同料金】

船舶長区分	利用料金		隻数			利用料金収入		小計
	陸上	水域	合計	陸上	水域	陸上	水域	
6.0m 未満	90,000	90,000	24	24	0	2,160,000	0	2,160,000
6.0m以上7.0m 未満	100,500	100,500	47	23	24	2,311,500	2,412,000	4,723,500
7.0m以上8.0m 未満	120,000	120,000	31	15	16	1,800,000	1,920,000	3,720,000
8.0m以上9.0m 未満	135,000	135,000	16	8	8	1,080,000	1,080,000	2,160,000
9.0m 以上	150,000	150,000	42	0	42	—	6,300,000	6,300,000
合計			160	70	90	7,351,500	11,712,000	19,063,500

表 22 第 3 案（199 隻）の利用料金算定表【陸上・水域同料金】

船舶長区分	利用料金		隻数			利用料金収入		小計
	陸上	水域	合計	陸上	水域	陸上	水域	
6.0m 未満	90,000	90,000	29	29	0	2,610,000	0	2,610,000
6.0m以上7.0m 未満	100,500	100,500	59	51	8	5,125,500	804,000	5,929,500
7.0m以上8.0m 未満	120,000	120,000	39	19	20	2,280,000	2,400,000	4,680,000
8.0m以上9.0m 未満	135,000	135,000	20	10	10	1,350,000	1,350,000	2,700,000
9.0m 以上	150,000	150,000	52	0	52	—	7,800,000	7,800,000
合計			199	109	90	11,365,500	12,354,000	23,719,500

表 23 第 4 案（107 隻）の利用料金算定表【陸上・水域同料金】

船舶長区分	利用料金		隻数			利用料金収入		小計
	陸上	水域	合計	陸上	水域	陸上	水域	
6.0m 未満	90,000	90,000	16	16	0	1,440,000	0	1,440,000
6.0m以上7.0m 未満	100,500	100,500	32	1	31	100,500	3,115,500	3,216,000
7.0m以上8.0m 未満	120,000	120,000	21	0	21	0	2,520,000	2,520,000
8.0m以上9.0m 未満	135,000	135,000	10	0	10	0	1,350,000	1,350,000
9.0m 以上	150,000	150,000	28	0	28	—	4,200,000	4,200,000
合計			107	17	90	1,540,500	11,185,500	12,726,000

3) 施設使用料金収入の算出

係留施設内の施設使用収入として、上下架施設の利用が挙げられます。その施設の利用情報のヒアリング調査等を行った結果、下記の2施設において有力な情報が得られました。

①九頭竜川 BP の事例を参考にした場合

上下架クレーン等の使用料金収入を芦屋マリーナ及び九頭竜川 BP の事例を基に算出します。九頭竜川 BP では、平成 27 年の 1 年間に 5,261 回の出港が報告されています。このうち、上下架を必ず使用する陸上保管の出港数は 2,237 回であり、その陸上保管隻数は 204 隻です。従って、九頭竜川 BP の 1 隻当りの平均出港回数は下記の通りです。

● 1 隻当りの年間平均出港回数：約 11 回 ($2,237/204 \approx 10.97$)

②新門司マリーナの事例を参考にした場合

新門司マリーナは、文字通り福岡県北九州市門司区に位置する民間の施設です。その施設に対し、ヒアリングした結果は下記の通りです。

陸上保管の年間出港回数：430 回（2017 年）

陸上保管隻数：50 隻（2017 年 4 月現在）。

上記のヒアリング結果を基にすると、新門司の 1 隻当りの平均出港回数は下記の通りです。

● 1 隻当りの年間平均出港回数：約 9 回 ($430/50 \approx 8.6$)

九頭竜川 BP は、同じ日本海に面する施設であるものの、北陸に位置するため、今回は、同じ福岡県の施設である新門司マリーナの事例を参考にすることとしました。従って、上下架施設使用回数は下記の通りとなります。

1 隻当りの年間平均出港回数：約 9 回

なお、上下架施設利用料金は、前述したように福岡漁港小型船舶係留施設の事例を引用し、1 往復あたり下記の料金としました。

1 回（1 往復）当りの上下架施設使用料金：1,680 円

また、陸上保管の予想隻数に関しては、料金ケース毎に差異がないため両ケース共通です。以上のことを踏まえ、上下架施設使用料金収入を算定しました。その結果を次頁に示します。

表 24 第 1 案（172 隻）の上下架施設利用料金算定表

項目	単位	数量・料金
陸上保管隻数：	隻	82
1 隻当り年平均出港回数：	回	9
年間出港回数合計（施設利用回数）：	回	738
上下架施設利用料金：	円	1,680
年間上下架施設利用料金収入	円	1,239,840

表 25 第 2 案（160 隻）の上下架施設利用料金算定表

項目	単位	数量・料金
陸上保管隻数：	隻	70
1 隻当り年平均出港回数：	回	9
年間出港回数合計（施設利用回数）：	回	630
上下架施設利用料金：	円	1,680
年間上下架施設利用料金収入	円	1,058,400

表 26 第 3 案（199 隻）の上下架施設利用料金算定表

項目	単位	数量・料金
陸上保管隻数：	隻	109
1 隻当り年平均出港回数：	回	9
年間出港回数合計（施設利用回数）：	回	981
上下架施設利用料金：	円	1,680
年間上下架施設利用料金収入	円	1,648,080

表 27 第 4 案（107 隻）の上下架施設利用料金算定表

項目	単位	数量・料金
陸上保管隻数：	隻	17
1 隻当り年平均出港回数：	回	9
年間出港回数合計（施設利用回数）：	回	153
上下架施設利用料金：	円	1,680
年間上下架施設利用料金収入	円	257,040

【補足事項】

- ・年間出港回数合計（施設利用回数）＝陸上保管隻数×1 隻当り年平均出港回数
- ・年間上下架施設利用料金収入＝年間出港回数×上下架施設利用料金

4) 芦屋港 PB 係留施設におけるケース別予想年間収入

上下架クレーン等の予想年間施設使用料金収入を加算すると、其々料金ケース別における年間収入は下記の通りとなりました。

①料金ケース A (陸上・水域別料金) における芦屋港 PB 係留施設予想年間収入

表 28 芦屋港 PB 係留施設予想年間収入【陸上・水域別料金】

	第 1 案	第 2 案	第 3 案 (最大値)	第 4 案 (最小値)
	予想年間利用 隻数：172 隻	予想年間利用 隻数：160 隻	予想年間利用 隻数：199 隻	予想年間利用 隻数：107 隻
予想年間利用料金収入 額	19,727,760 円	18,401,865 円	22,696,605 円	12,587,355 円
上下架クレーン 予想年間使用料金収入 額	1,239,840 円	1,058,400 円	1,648,080 円	257,040 円
料金ケース A 予想年間収入額	20,967,600 円	19,460,265 円	24,344,685 円	12,844,395 円

②料金ケース B (陸上・水域同料金) における芦屋港 PB 係留施設予想年間収入

表 29 芦屋港 PB 係留施設予想年間収入【陸上・水域同料金】

	第 1 案	第 2 案	第 3 案 (最大値)	第 4 案 (最小値)
	予想年間利用 隻数：172 隻	予想年間利用 隻数：160 隻	予想年間利用 隻数：199 隻	予想年間利用 隻数：107 隻
予想年間利用料金収入 額	20,500,500 円	19,063,500 円	23,719,500 円	12,726,000 円
上下架クレーン 予想年間使用料金収入 額	1,239,840 円	1,058,400 円	1,648,080 円	257,040 円
料金ケース B 予想年間収入額	21,740,340 円	20,121,900 円	25,367,580 円	12,983,040 円

(3) 芦屋港 PB 係留施設の支出の算定

1) 事例における経費項目の整理

福井港九頭竜川 BP 現地調査にて、その施設の運営機関である株式会社九頭竜川マリーナにおける人員配備体制と、平成 27 年度決算報告書を手に入れ、経費項目の整理を行いました。

1) 事例における経費項目の整理

(株)九頭竜川マリーナでは、社長含め社員 3 人とアルバイト 1 名で日常業務を行っています。但し、浚渫工事においては福井県が実施していると報告を受けています。

【一般管理における補足】

- ・「役員」は 3 名であり、上記報酬は殆ど社長が受け取っています。
- ・「車両費」は、フォークリフト 1 台、軽トラック 1 台、普通車 1 台です。
- ・保険料は、売上額と面積によって現在の額が決まっています。
- ・「県業務委託費」は、(株)九頭竜川マリーナから福井県に支払っている額であり、浚渫工事の数%相当と報告を受けています。

次頁に、(株)九頭竜川マリーナの平成 27 年度決算報告書内の一般管理費を示します。

表 30 (株) 九頭竜川マリーナの平成 27 年度一般管理費一覧

自 平成 27年 4月 1日

至 平成 28年 3月31日

(単位：円)

科 目	金 額	
役 員 報 酬	9,000,000	
給 料 手 当	10,821,000	
雑 給	1,287,025	
法 定 福 利 費	2,045,472	
福 利 厚 生 費	88,149	
荷 造 運 賃	15,682	
船 台 費	100,000	
交 際 接 待 費	134,774	
車 輛 費	734,563	
通 信 費	537,927	
水 道 光 熱 費	1,518,632	
租 税 公 課	1,804,619	
消 耗 品 費	334,734	
事 務 用 品 費	95,529	
賃 借 料	829,680	
修 繕 費	1,120,947	
保 險 料	5,580,039	
支 払 手 数 料	228,554	
減 価 償 却 費	1,318,649	
燃 料 費	530,554	
諸 会 費	76,000	
県 業 務 委 託 費	3,885,000	
食 料 費	10,933	
備 品 購 入 費	2,441,961	
委 託 費	307,489	
部 品 購 入 費	150,660	
雑 費	883,079	45,881,651
合 計		45,881,651

出典：福井港九頭竜川ボートパーク現地調査受領資料

2) PB 係留施設における経費の分類

前頁にて掲載した、(株)九頭竜川マリーナの平成27年度決算報告書内の一般管理費の各経費項目に対し、固定経費と変動経費の仕訳を行いました。この経費の仕訳にあたっては、下記の2種類の資料を参考に実施しました。

資料1:「中小企業の原価指標」内の費用分解基準(中小企業庁HP)

http://www.chusho.meti.go.jp/bcp/contents/level_a/bcpgl_05c_4_3.html

資料2:営業調査積算要領(愛媛県HP)

http://www.pref.ehime.jp/h40300/5739/gijyutu/documents/10_11.pdf

■資料1:「中小企業の原価指標」内の費用分解基準(中小企業庁HP)

当資料では、製造業と卸・小売業、そして建設業の3業種の固定費と変動費が掲載されています。この中で、比較的類似点が多い、「卸・小売業」の固定費と変動費は、下記の通りとなっています。

表 31 中小企業の原価指標内の卸・小売業に関する費用分解基準

	経費項目
固定費	販売員給与手当、車両燃料費(卸の場合は50%)、車両修理費、販売員旅費、交通費、通信費、広告宣伝費、その他販売費、役員給与手当、事務員給与手当、福利厚生費、減価償却費、交際・接待費、土地建物賃借料、保険料(卸の場合は50%)、修繕費、光熱水道料、支払利息、割引料、租税公課、従業員教育費、その他管理費
変動費	売上原価、支払運賃、支払荷造費、支払保管料、車両燃料費(卸の場合は50%)、保険料(卸の場合は50%)

出典:中小企業庁HP

http://www.chusho.meti.go.jp/bcp/contents/level_a/bcpgl_05c_4_3.html

■資料2:営業調査積算要領(愛媛県HP)

当資料の中には、費用分解基準一覧表として、製造業、建設業、卸売業、小売業、飲食業、サービス業の5業種の変動費と固定費の仕訳が、表内に「×」と「○」で区分されています。

その表を次頁以降に示します。

表 32 費用分解基準一覧表（その 1）

番号	勘定科目	科目の内容	限界利益の認定に係る 変動費（×）固定費（○）						備 考
			製 造 業	建 設 業	卸 売 業	小 売 業	飲 食 業	サー ビス 業	
1	売 上 高								
	① 総売上高								
	② 売上値引								
	売上戻り高								
	返品戻り高								
	③ 雑 収 入	作業層、貯蔵品、 原材料の処分層 等リベート 受取保険料							
2	売 上 原 価								
	① 期首商品棚卸高		×		×	×	×	×	
	② 商品仕入高		×		×	×	×	×	仕入れ運賃を含む。
	③ 仕入値引		×		×	×	×	×	商品の返品戻しを含む。
	仕入戻し高		×		×	×	×	×	
	④ 期末商品棚卸高		×		×	×	×	×	
3	製 造 原 価								
	① 期首材料棚卸高		×				×		
	② 材料仕入高		×				×		材料の引取費用、材料 副費を含む。
	③ 期末材料棚卸高		×				×		
	④ 賃 金		○						
	⑤ 賞 与		○						引当金の繰入、戻入は 除く。
	⑥ 雑 給		×						臨時雇員に対する臨時 的な賃金、給与
	⑦ 法定福利費		○						
	⑧ 厚 生 費		○						
	⑨ 特許権利使用料		×						
	⑩ 試験研究費		○						
	⑪ 退 職 金		○						引当金の繰入、戻入は 除く。

出典：営業調査積算要領（愛媛県 HP）

http://www.pref.ehime.jp/h40300/5739/gi_jyutu/documents/10_11.pdf

表 33 費用分解基準一覧表（その2）

番号	勘定科目	科目の内容	限界利益の認定に係る						備 考
			変動費 (×)		固定費 (○)				
			製 造 業	建 設 業	卸 売 業	小 売 業	飲 食 業	サー ビス 業	
⑫	外注加工費		×						
⑬	電力費 ガス、水道代	動力費 光熱費	×						基本料金は除く。
⑭	運搬費		×						外注運賃、自社車両費 (燃料費、修繕費)を含む
⑮	減価償却費		○						
⑯	修繕費		○						
⑰	租税公課		○						
⑱	賃借料	不動産賃借料、 機械等リース、 レンタル料	○						
⑲	保険料		○						
⑳	消耗品費		×						工場・事務用消耗品、 消耗工具・器具を含む。
㉑	旅 費		○						
㉒	交 通 費		○						
㉓	通 信 費		○						
㉔	保 管 費		○						
㉕	雑 費		○						
4	工事原価	(建設業)							
①	材 料 費			×					
②	仮設経費			×					仮設材賃借料、仮設損 料、仮設損耗費等
③	機械等経費			×					機械等賃借料、機械等 損料、機械等運搬費等
④	退 職 金			○					現場従業員に対するも の
⑤	外 注 費			×					労務下請をしている場 合の賃金を含む
⑥	動力用水光熱費			×					電力、ガス、水道、石油 等の費用及び計器類の 損料。現場の事務管理で 使用した経費
⑦	労務管理費			○					労務者の募集、解散の費 用、作業用具、作業用被 服、宿舍用品等

出典：営業調査積算要領（愛媛県 HP）

http://www.pref.ehime.jp/h40300/5739/gi_jyutu/documents/10_11.pdf

表 34 費用分解基準一覧表（その3）

番号	勘定科目	科目の内容	限界利益の認定に係る 変動費(×) 固定費(○)						備 考
			製 造 業	建 設 業	卸 売 業	小 売 業	飲 食 業	サ ー ビ ス 業	
	⑧ 設 計 費			×					外注設計料及び社内の設計費の負担額
	⑨ 運 搬 費			×					材料費、機械等経費に含まれるものを除く現場関係の運送諸経費。自社車両費を含む。
	⑩ 地代家賃			○					現場で使用する土地、建物等の賃借料
	⑪ 事務用消耗品費			○					
	⑫ 通信交通費			○					
	⑬ 交 際 費			○					
	⑭ 補 償 費			○					道路、河川、隣接物の毀損等に対する補償費の額
	⑮ 労 務 費			×					現場における直接作業に対する労務者の賃金、割増金、現物給与等
	⑯ 租税公課			○					現場において賦課される固定資産税、自動車税等
	⑰ 保 険 料			○					現場において賦課される火災保険料、自動車保険料
	⑱ 現場従業員 給料手当			○					現場に従事する従業員の給料手当、賞与、賃金等(労務者の賃金等は含まず)
	⑲ 法定福利費			○					現場において賦課される社会保険料、労災保険料、共済組合掛金等
	⑳ 福利厚生費			○					現場従業員に対する福利厚生費、賄費
	㉑ 雑 費			○					
5	販売費・一般管理費								
	① 販売員給与		○	○	○	○			
	② 販売員旅費		○	○	○	○			

出典：営業調査積算要領（愛媛県HP）

http://www.pref.ehime.jp/h40300/5739/gi_jyutu/documents/10_11.pdf

表 35 費用分解基準一覧表（その4）

番号	勘定科目	科目の内容	限界利益の認定に係る 変動費（×）固定費（○）						備 考
			製 造 業	建 設 業	卸 売 業	小 売 業	飲 食 業	サ ー ビ ス	
③	広告宣伝費		○	○	○	○	○	○	
④	容器包装費		×	×	×	×	×	×	荷造材料費を含む。
⑤	発送配達費	外注運搬費	×	×	×	×	×	×	車両燃料費、修繕費を含む。
		荷造費	×	×	×	×	×	×	
		自社車両費	○	○	○50%	○	○	○	
⑥	販売促進費		×	×	×	×	×	×	販売手数料、見本費を含む。
⑦	役員報酬		○	○	○	○	○	○	
⑧	事務員給与		○	○	○	○	○	○	
⑨	雑 給		×	×	×	×	×	×	臨時雇員に対する臨時的賃金、給与
⑩	従業員賞与		○	○	○	○	○	○	引当金の繰入・戻入は除く。
⑪	退職金		○	○	○	○	○	○	引当金の繰入・戻入は除く。
⑫	減価償却費		○	○	○	○	○	○	
⑬	地代・家賃		○	○	○	○	○	○	不動産賃借料、事務用機械車両等のレンタル料、リース料を含む。
⑭	修 繕 費		○	○	○	○	○	○	
⑮	事務用消耗品費		○	○	○	○	○	○	
⑯	通信交通費		○	○	○	○	○	○	
⑰	水道光熱費		○	○	○	○	×	×	
⑱	租税公課		○	○	○	○	○	○	
⑲	寄 付 金		○	○	○	○	○	○	
⑳	外 注 費		×	×	×	×	×	×	
㉑	保 管 料				×	×			
㉒	接待交際費		○	○	○	○	○	○	
㉓	保 險 料		○	○	○50%	○	○	○	
㉔	備品・消耗品費		○	○	○	○	○	○	
㉕	法定福利費		○	○	○	○	○	○	
㉖	厚生費		○	○	○	○	○	○	
㉗	管理諸費		○	○	○	○	○	○	顧問料等の専門家費用
㉘	試験研究費		○	○	○	○	○	○	
㉙	諸 会 費		○	○	○	○	○	○	
㉚	組 合 費		○	○	○	○	○	○	

出典：営業調査積算要領（愛媛県HP）

http://www.pref.ehime.jp/h40300/5739/gi_jyutu/documents/10_11.pdf

表 36 費用分解基準一覧表（その5）

番号	勘定科目	科目の内容	限界利益の認定に係る 変動費（×） 固定費（○）						備 考
			製 造 業	建 設 業	卸 売 業	小 売 業	飲 食 業	サー ビス 業	
④	図 書 費		○	○	○	○	○	○	
⑤	雑 費		○	○	○	○	○	○	
6	営業外費用								
①	支払利息割引料	借入金利息	○	○	○	○	○	○	
		手形割引料	○	○	○	○	○	○	
		社債利息	○	○	○	○	○	○	

注1 費用分解にあたり、個人営業の場合には必要経費中に自家労働の評価額は含まないものとする。
 なお、個人営業と事実上ほとんど差異のない法人営業については、個人営業の場合と同様に取り扱うことができるものとする。

2 貸倒償却、繰延資産の償却は除く。

出典：営業調査積算要領（愛媛県 HP）

http://www.pref.ehime.jp/h40300/5739/gijyutu/documents/10_11.pdf

■2 種類の基準から判断した変動費と固定費の分類

福井港マリーナにおける一般管理費と、先に示した其々の基準から芦屋港 PB 係留施設における経費は下記の通り仕訳しました。

なお仕訳に関しては、「中小企業の原価指標」（中小企業庁 HP）の「卸・小売業」を参考とし、営業調査積算要領（愛媛県 HP）の「サービス業」を参考としました。

表 37 芦屋港 PB 係留施設における経費分類案

科目	分類	備考（理由等）
役員報酬	固定費	
給料手当	固定費	
雑給	変動費	利用者数多数時期にパート等を雇用
法定福利費	固定費	上記人件費に応じて変動
福利厚生費	固定費	
荷造運賃	変動費	サービス業位置づけ変動費とした
船台費	固定費	
交際接待費	固定費	
車輛費	固定費	
通信費	固定費	
水道光熱費	変動費	サービス業位置づけ変動費とした
租税公課	固定費	
消耗品費	固定費	
事務用品費	固定費	
賃借料	固定費	
修繕費	固定費	
保険料	固定費	
支払手数料	固定費	
減価償却費	固定費	
燃料費	固定費	
諸会費	固定費	
県業務委託費	固定費	
食料費	固定費	
備品購入費	変動費	利用隻数に応じ変動するとした
委託費	変動費	サービス業位置づけ変動費とした
部品購入費	固定費	
雑費	固定費	

【補足】

上記の「固定費」とは、施設を維持管理する上で必要とされる経費のことであり、芦屋港 PB 係留施設の場合、最大収容隻数を 141 隻と仮定しているため、固定費に関しては 141 隻利用時と同額の経費が発生しているとしています。

3) 芦屋港 PB 係留施設から判断した経費の検討

上記にて決定した費用の分類を基に、芦屋港 PB 係留施設における一般管理費について検討を行いました。

(株) 九頭竜川マリーナの平成 27 年度の売上額は約 5,000 万円であり、平成 27 年 12 月 30 日時点の預かり隻数は 286 隻です。ここでは費用を変動費と固定費に分類した上で、変動費については(株) 九頭竜川マリーナの 1 隻あたり費用を算出し、それを用いて芦屋港 PB 係留施設の変動費を算出しました。経費妥当性の検証については下記の点を条件としました。

■ 芦屋港 PB 係留施設想定時の妥当性検証に対する考え方

- 人員は、常勤職員 1 名、非常勤職員 1 名としました。
- 常勤職員は、非常勤職員の給与は、芦屋町の給与から引用し、其々下記の給与としました。

常勤職員：月額 354,600 円（経験年数 15 年～19 年一般行政職員）

非常勤職員：月額 244,700 円（経験年数 7 年～9 年一般行政職員）

なお、芦屋町の条例では、非常勤職員の給与に関する明確な規定はないため、上記の給与と設定しました。

- 人件費の「雑給」は、宣伝広報活動を積極的に行う人件費に相当すると仮定し、九頭竜川マリーナの金額を採用しました。
- 人件費の「雑給」は、利用隻数が少ない場合は発生しないものとしました。
- 「県業務委託費」は、管理運営会社から県に支払う経費です。芦屋港 PB 係留施設では、この「県業務委託費」を年間 200 万円と仮定しました。
- 「租税公課」は、消費税相当分と見なし年間 50 万円と仮定しました。
- 「保険料」は、九頭竜川ボートパークのヒアリングにて施設規模と売上げによって金額が決まるとの回答を得ました。よって、芦屋港 PB 係留施設では年間 200 万円と仮定しました。
- 「変動費」と仮定した項目に関しては、利用隻数に応じて変動したと仮定し、九頭竜川マリーナの経費を基に芦屋港 PB 係留施設の保管隻数に応じた金額とします。

※「水道光熱費」に関しては基本料金の設定があるが、今回は利用隻数に完全に比例することとしました。

4) 脇田漁港フィッシャリーナから判断した経費の検討

平成28年度の脇田漁港フィッシャリーナでは、全体で17,467千円の維持管理費がかかっており、その内訳をみると、委託料が85.6%を占めています。＜下表参照＞

表 38 平成28年度 脇田漁港フィッシャリーナ維持管理費

内 訳	金 額
脇田漁港フィッシャリーナ交流棟 機械警備業務委託	127,008 円
脇田漁港フィッシャリーナ維持管理等委託 (詳細は下表のとおり)	14,582,592 円
脇田漁港フィッシャリーナ交流棟 消防設備機器点検業務委託	53,460 円
脇田漁港フィッシャリーナ 蜂駆除業務委託	5,000 円
脇田漁港フィッシャリーナオーナーバース 電子ロック扉故障調査・復旧業務委託	30,240 円
脇田漁港フィッシャリーナハンドホール 開蓋及び排水業務委託	158,760 円
合計	14,957,060 円

表 39 平成28年度 脇田漁港フィッシャリーナの委託費内訳

名称	仕様	数量	単位	単価	金額
脇田漁港フィッシャリーナ維持管理等					
【維持管理業務】	交流棟及び棧橋(2名)	308	日	12,000	3,696,000
	トイレ(衛生消耗品含)	104	回	3,300	343,200
	駐車場・園路・緑地広場	104	回	6,000	624,000
	除草(13,360㎡) 剪定・施肥	2	回	928,400	1,856,800
【海面利用の適正化業務】	海面利用状況確認	90	回	50,000	4,500,000
	海面利用の啓発	2	回	116,000	232,000
小計					11,252,000
諸経費					2,250,400
計					13,502,400
消費税相当額					1,080,192
合計					14,582,592

■脇田漁港フィッシャリーナの経費に対する考察

- ✚ 旅費、備品購入費を始め、多くの経費項目が既に九頭竜川 BP で計上されており、改めて計上する必要はないと判断できます。
- ✚ 陸上保管に必要な船代に関しては、九頭竜川 BP の事例で年間 10 万円が計上されていたが、中古品等を購入し各自で所有する場合もあるため、経費から除外することとしました。
- ✚ 脇田には公園などがあるため、剪定や施肥などは芦屋には適応しないと判断しました。
- ✚ 九頭竜川 BP にて経費項目に計上されていない、「海面利用の適正化業務」に関しては、常設の職員を設ける予定である芦屋港には適応しがたいと考えます。
- ✚ 上記の「海面利用の適正化業務」相当の海面利用の状況確認に対しては、職員が実施することと仮定し、その分の手当て（1 人当たり 1500 円程度×2 人×年間 90 日）を別途計上することとします。

船舶運航手当：270,000 円（ $=1,500 \times 2 \times 90$ ）

次頁に、福井港九頭竜川 BP を運営する（株）九頭竜川マリーナと脇田漁港フィッシャリーナ等の事例から判断した芦屋港 PB 係留施設における利用隻数別の経費を示します。

表 40 (株) 九頭竜川マリーナの事例等から判断した芦屋港 PB 係留施設経費一覧 (1)

科 目	第 1 案 予想利用隻数：172 隻	第 2 案 予想利用隻数：160 隻	備 考
常勤職員人件費	4,255,200	4,255,200	
非常勤職員人件費	2,936,400	2,936,400	
雑給	778,515	720,014	最小管理時は発生せず
法定福利費	1,594,023	1,582,323	人件費(上記)×20%
福利厚生費	43,458	43,458	
船舶運航手当	270,000	270,000	脇田漁港フィッシャリーナの海面利用適正化業務を参考に設定
荷造運賃	9,486	8,773	変動費
船台費	0	0	個人所有等を想定し除外
交際接待費	66,445	66,445	
車輛費	362,145	362,145	
通信費	265,202	265,202	
水道光熱費	918,613	849,584	変動費
租税公課	500,000	500,000	
消耗品費	165,026	165,026	
事務用品費	47,096	47,096	
賃借料	409,038	409,038	
修繕費	552,635	552,635	
保険料	2,000,000	2,000,000	
支払手数料	112,679	112,679	
減価償却費	650,103	650,103	
燃料費	261,567	261,567	
諸会費	37,469	37,469	
県業務委託費	2,000,000	2,000,000	
食料費	5,390	5,390	
備品購入費	1,477,130	1,366,132	変動費
委託費	262,258	242,551	変動費
部品購入費	74,276	74,276	
雑費	435,364	435,364	
合 計	20,489,518	20,218,869	

表 41 (株) 九頭竜川マリーナの事例等から判断した芦屋港 PB 係留施設経費一覧 (2)

科 目	第 3 案 (最大値) 予想利用隻数：199 隻	第 4 案 (最小値) 予想利用隻数：107 隻	備 考
常勤職員人件費	4,255,200	4,255,200	
非常勤職員人件費	2,936,400	2,936,400	
雑給	900,017	0	最小管理時は発生せず
法定福利費	1,618,323	1,438,320	人件費 (上記) ×20%
福利厚生費	43,458	43,458	
船舶運航手当	270,000	270,000	脇田漁港フィッシャリーナの海面利用適正化業務を参考に設定
荷造運賃	10,966	5,922	変動費
船台費	0	0	個人所有等を想定し除外
交際接待費	66,445	66,445	
車輛費	362,145	362,145	
通信費	265,202	265,202	
水道光熱費	1,061,980	573,469	変動費
租税公課	500,000	500,000	
消耗品費	165,026	165,026	
事務用品費	47,096	47,096	
賃借料	409,038	409,038	
修繕費	552,635	552,635	
保険料	2,000,000	2,000,000	
支払手数料	112,679	112,679	
減価償却費	650,103	650,103	
燃料費	261,567	261,567	
諸会費	37,469	37,469	
県業務委託費	2,000,000	2,000,000	
食料費	5,390	5,390	
備品購入費	1,707,665	922,139	変動費
委託費	215,027	116,115	変動費
部品購入費	74,276	74,276	
雑費	435,364	435,364	
合 計	20,963,472	18,505,457	

3 収支予測について

前項までの検討結果を踏まえ、2通りの料金ケースにおける各ケース別の収支状況の確認を行いました。その内容を下記に示します。

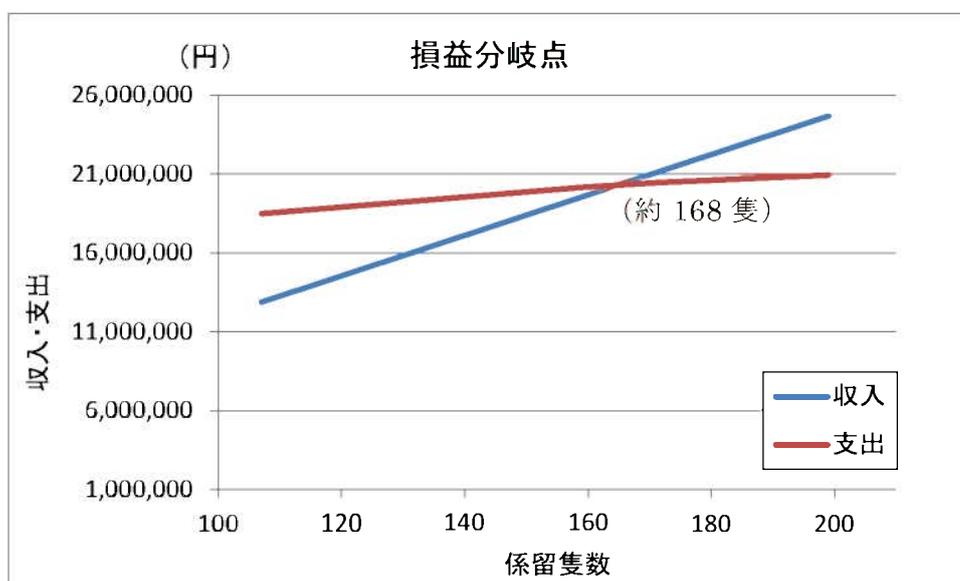
①料金ケースA（陸上・水域別料金）

表 42 芦屋港 PB 係留施設における陸上・水上別料金時のケース別収支状況一覧

ケース A	第 1 案	第 2 案	第 3 案（最大値）	第 4 案（最小値）
予想年間利用隻数	172 隻	160 隻	199 隻	107 隻
予想年間収入	20,967,600 円	19,460,265 円	24,344,685 円	12,844,395 円
予想年間支出	20,489,518 円	20,218,869 円	20,963,472 円	18,505,457 円
予想年間損益	478,082 円	-758,604 円	3,381,213 円	-5,661,062 円

下記に、芦屋港 PB 係留施設の料金収入における簡易損益分岐点図を示します。

図 10 芦屋港 PB 係留施設における簡易損益分岐点図【陸上・水域別料金】



■芦屋港 PB 係留施設における収支状況の考察（陸上・水域別料金の場合）

- ✦ 損益分岐点は、約 168 隻であると推測されました。
- ✦ 第 2 案の利用者数 160 隻の場合は、約 76 万円の赤字予測となりました。
- ✦ 第 1 案の利用者数 172 隻の場合でも、約 48 万円の黒字予測となりました。
- ✦ 第 3 案（最大値）の利用者数 199 隻の場合は、約 338 万円の黒字予測となりました。

②料金ケースB（陸上・水域同料金）

表 43 芦屋港 PB 係留施設における陸上・水上同料金時のケース別収支状況一覧

ケース B	第 1 案	第 2 案	第 3 案（最大値）	第 4 案（最小値）
予想年間利用隻数	172 隻	160 隻	199 隻	107 隻
予想年間収入	21,740,340 円	20,121,900 円	25,367,580 円	12,983,040 円
予想年間支出	20,489,518 円	20,218,869 円	20,963,472 円	18,505,457 円
予想年間損益	1,250,822 円	-96,969 円	4,404,108 円	-5,522,417 円

下記に、芦屋港 PB 係留施設の料金収入における簡易損益分岐点図を示します。

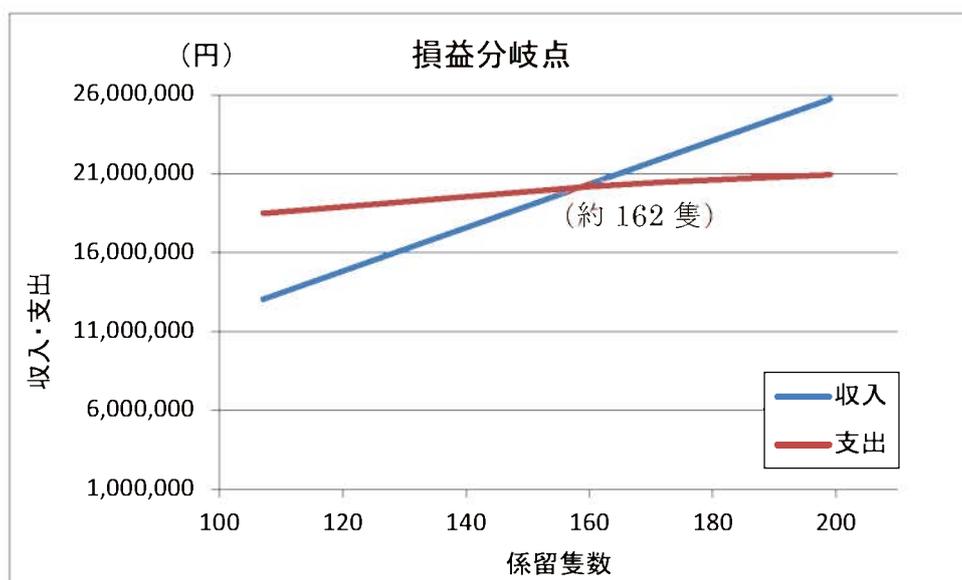


図 11 芦屋港 PB 係留施設における簡易損益分岐点図【陸上・水域同料金】

■ 芦屋港 PB 係留施設における収支状況の考察（陸上・水域別料金の場合）

- ✚ 損益分岐点は、約 162 隻であると推測されました。
- ✚ 第 2 案の利用者数 160 隻の場合は、約 9.6 万円の赤字予測となりました。
- ✚ 第 1 案の利用者数 172 隻の場合でも、約 125 万円の黒字予測となりました。
- ✚ 第 3 案（最大値）の利用者数 199 隻の場合は、約 440 万円の黒字予測となりました。

■ 芦屋港 PB 係留施設における収支状況の考察（共通事項）

- ✚ 利用者数が最大値の場合でも、(株) 九頭竜川マリーナの一般管理費を人件費も含めて全て踏襲した場合は赤字に陥ると推測されます。
- ✚ 同様に、利用者数が最大値の場合でも、脇田漁港フィッシャリーナと同様に海面利用適正化業務を外部に委託した場合、その委託費は約 473 万円であるため、大幅な赤字になると推測されます。
- ✚ 陸上保管の料金を水域保管と同額にした場合、別料金より収支状況は良好な結果となりました。
- ✚ 陸上保管の場合、別途、船台費用が利用者側の負担になるため、同額にするには更なる検討が必要であると考えられます。
- ✚ ビジター利用などの収入とそれにかかわる経費も考慮した検討も必要でもあると考えられます。

4 管理運営方法について

PB 係留施設整備の前提条件を整理した上で、管理運営の方向性を整理しました。

(1) PB 係留施設整備の前提条件

PB 係留施設の整備にあたって、行政が整備する方法や民間活力を活用した整備方法等、様々な整備方法が存在します。ここでは、現時点で想定される条件を以下の通り整理しました。

●前提条件

- ・ 芦屋港の所有者である福岡県が PB 係留施設を整備します。
- ・ 整備にあたっては、交付金等の補助金を活用します。

(2) PB 係留施設の管理運営パターン

第3回専門分科会において、PB 係留施設の管理運営方法として、一般的には公設で運営は民間等が行う指定管理者制度が有力であるという意見が出されました。ただし、福岡県が PB 係留施設を整備するという前提に立つと、指定管理者制度以外の可能性もあり得るため、ここでは管理運営方法として採用される可能性が高い以下の3種類を抽出しました。

表 44 PB 係留施設で想定される管理運営パターン

管理運営形態	概 要			
	施設建設	所有権	管理運営	その他
① 直営 (公設公営)	行政機関	行政機関	行政機関	・施設建設から所有・運営ともに行政機関が担う。
② 管理委託 (業務委託) (公設民営)	行政機関	行政機関	公共団体、 民間企業、 NPO 法人	・料金設定と収入は県が管理するため、受託者は自ら利潤を得るための施設運営は不可能。
③ 指定管理者 制度 (公設民営)	行政機関	行政機関	公共団体、 民間企業、 NPO 法人	・指定管理者は、公共サービスを逸脱しない範囲内で利益を上げる施設運営が可能。

(3) 管理運営方法のメリット・デメリット

直営、管理委託（業務委託）、指定管理者制度の主なメリット・デメリットを以下の通り整理しました。

表 45 PB 係留施設に対し想定される管理運営上の主なメリット・デメリット

種類	メリット	デメリット
直営	<ul style="list-style-type: none"> ・直営で運営するため、費用を最小限に抑える可能性が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間ノウハウ活用ができないため、サービス水準・管理水準は低くなる可能性が高い。 ・芦屋港周辺の活性化への貢献度は低い。
管理委託 (業務委託)	<ul style="list-style-type: none"> ・行政側が考える管理運営方法を実施しやすい。 ・係留施設としての収支が黒字ではなくても、行政側が費用負担することで管理運営を行ってくれる団体を確保可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間ノウハウ活用の自由度が低いです。 ・維持管理費の上限が発注時点で決まっていることから、コストを削減しにくい。 ・芦屋港周辺の活性化への貢献度はやや低い。
指定管理者 制度	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者は認可を受けて自主事業等で料金収入を得られるため、民間ノウハウを生かした質の高いサービスが可能。 ・周辺施設との連携により芦屋港周辺の活性化に繋がる可能性が高い。 ・自主事業等での料金収入を認めることで、行政の財政負担を減らせる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・料金設定は条例で決まるため、柔軟な料金とサービス水準の設定が難しい。

(4) 管理運営方法のまとめ（方向性）

以上の整理を踏まえ、現時点で想定される芦屋港 PB 係留施設の望ましい維持管理運営方法は指定管理者制度だと考えられます。理由としては、指定管理者制度の最大のメリットである民間ノウハウを活用することで、芦屋港周辺の活性化に繋がる可能性が高いと考えられるためです。また、行政側の財政負担も減らせる可能性もあります。

ただし、上記のメリット・デメリット等を踏まえ、直営および管理委託（業務委託）を含め、芦屋港の PB 係留施設に最も適した維持管理方法について今後も検討していくこととします。

参考資料

- (1) 類似施設のボートパーク年間利用料金一覧表
- (2) 管理運営方法の分類と特徴の整理

類似施設のボートパーク年間利用料金等一覧

区分 (船舶長他)	脇田漁港 フィシャリーナ	鳥取港 ボートパーク	ボートパーク 広島	福井港九頭竜川 ボートパーク	芦屋マリーナ 株式会社	柏原漁港 (幅 2m～3m)	津屋崎 ヨットハーバー	福間漁港 小型船舶係留施設
7m 未満	94,320 円～ 110,040 円	37,000～50,000 円 (陸上)	220,320 円	55,100 円 (陸上) 154,500 円 (水域)	180,000 円～ 190,000 円	54,750 円～ 63,875 円	～153,720 円 (陸上) ～108,360 円 (浮浅橋)	～153,720 円 (陸上) ～168,840 円 (水域)
7～8m	125,760 円	65,000～99,000 円 (水域)	255,312 円～ 320,112 円	70,200 円 (陸上) 194,400 円 (水域)	190,000 円	73,000 円	175,680 円 (陸上) 123,840 円 (浮浅橋)	175,680 円 (陸上) 192,960 円 (水域)
8～9m	141,480 円	63,000 円 (陸上) 82,000 円 (水域)		81,000 円	216,800 円～ 270,000 円	82,125 円	197,640 円 (陸上) 139,320 円 (浮浅橋)	197,640 円 (陸上) 217,080 円 (水域)
9～10m	—	—	290,304 円～ 358,992 円	91,800 円	—	91,250 円	219,600 円 (陸上) 154,800 円 (浮浅橋)	219,600 円 (陸上) 241,200 円 (水域)
10～11m	—	—	510,624 円	102,600 円	—	100,375 円	241,560 円 (陸上) 170,280 円 (浮浅橋)	—
11～12m	—	—			—	109,500 円	—	—
12～13m	—	—			—	118,625 円	—	—
13m 以上	—	—			797,040	—	127,750 円 (船舶長 14m)	—
上下架 料金等	無し	民間運営	3,500 円 (～9m 未満一 律)	2,100 円 ～6,400 円	3,240 円 ～4,320 円	—	1,080 円	1,680 円
共益費	—	—	—	32,400 円	—	—	—	—
保証金等	—	—	90,000 円 ～294,000 円	100,000 円	100,800 円 ～162,000 円	—	—	—

管理運営方法の分類と特徴の整理

大分類	中分類	小分類 (所有形態分類)	概要				参考事例
			施設建設	所有権	管理運営	特徴	
直営 (公設公営)			行政機関	行政機関	行政機関	<ul style="list-style-type: none"> 港湾施設としての安全上の担保が高い。 行政機関の業務内容の追加に伴い新たに要員の確保等、直接人件費等の増大になる。 BP 利用上の各種条件や料金設定などは法令に基づき設定される。 	鳥取港ポートパーク
PPP (Public Private Partnership : 公民連携)	管理委託 (業務委託) (公設民営)		行政機関	行政機関	公的団体、 民間企業、 NPO 法人	<ul style="list-style-type: none"> 委託管理者は自らの利潤を得るための施設管理運営はできない。 漁協との委託契約なら芦屋港を頻繁に使う漁協の活動と整合した運営も可能。 管理委託に係る追加経費は一定の予算確保することになり、直営よりも安価な歳出となることが期待される。 BP 利用上の各種条件や料金設定等は法令に基づき設定されるが、包括的委託になれば自由度が高まる可能性あり。 	脇田漁港フィッシャリーナ、 柏原漁港、津屋崎ヨットハーバー、 福岡漁港小型船舶係留施設
		指定管理者制度	行政機関	行政機関	公的団体、 民間企業、 NPO 法人	<ul style="list-style-type: none"> BP 管理に実績のある団体等に限定し、BP 運営ノウハウを活用可能。 NPO 法人の場合は、地域住民または地域精通者がNPO の関係者であることが比較的多く、地域全体（他の住民）の協力を得られる。 指定管理者となった事業者は公共サービスであることを逸脱しない範囲で利益を上げうる施設運営が可能。 指定管理者の収入に関しては、「使用料制度」「利用料金制度」「利用料金の併用制度（収支差額）（定額）」の制度がある。この中で、「利用料金制度」の場合、指定管理者は施設の利用料金のみで施設の管理運営を行う。 地元行政が管理運営に関与することにより、港湾施設としての公共性と安全性が担保される。 追加経費は一定の予算確保することになり、直営よりも安価な歳出となることが期待。 BP 利用上の各種条件や料金設定等は法令に縛られるが、直営や管理委託より自由度が広がる可能性が高い。 	福井県九頭竜川ポートパーク うみんぐ大島（福岡県宗像市→ 宗像漁協） 福岡市ヨットハーバー
	PFI (Private finance Initiative)	BOT方式 (Build Operate Transfer)	民間企業、 NPO 法人等	民間企業、 NPO 法人等	民間企業、 NPO 法人等	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が自ら資金調達を行い、施設を建設（Build）並びに所有し、事業期間にわたり、その施設を運営（Operate）・管理する。事業期間終了時に無償もしくは有償で公共に所有権を移管（Transfer）する。 事業期間中は施設の所有権がPFI 事業者にあるため、柔軟な施設管理が可能になるなどのメリットがあり、PFI の典型的な事業方式となっている。 BP 管理に実績のある団体等に限定し、BP 運営ノウハウを活用可能、公的負担が減少。 	常陸那珂港
		BTO方式 (Build Transfer Operate)	民間企業、 NPO 法人等	行政機関	民間企業、 NPO 法人等	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が施設を建設（Build）し、その後、一旦施設の所有権を公共に移管し（Transfer）した上で、事業者が施設を管理、運営（Operate）する。 施設の所有権を移管する時点で建設費が支払われることが多く、事業者にとっては、事業当初の大きな負担が軽減されるなどのメリットがある。 BP 管理に実績のある団体等に限定し、BP 運営ノウハウを活用可能、公的負担が減少 	東京国際空港
		BOO方式 (Build Own Operate)	民間企業、 NPO 法人等	民間企業、 NPO 法人等	民間企業、 NPO 法人等	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が自らの資金で施設を建設（Build）し、そのまま所有（Own）した上で、施設を運営（Operate）する。 BOT方式との違いは、事業期間終了後も事業者が施設をそのまま所有し、単独で事業を継続するか、もしくは施設を撤去し事業を終了させる点である。 BP 管理に実績のある団体等に限定し、BP 運営ノウハウを活用可能、公的負担が減少。 	ポートパーク広島
	コンセッション (公共施設等運営権)制度		行政機関	行政機関	民間企業、 NPO 法人等	<ul style="list-style-type: none"> 一定の収益性を見込める公共施設等を対象として、平成23年6月のPFI 法改正に伴い、公共施設等運営権制度が創設された。 公共施設等の建設は行政機関が行い、所有権も行政機関が所有する。その公共施設の運営権を民間事業者に設定する。 収益性のある公共施設等の運営権を一定期間、民間事業者を設定し、国または地方公共団体等がその対価を得る。 運営権を得た民間事業者が、利用者等から利用料金を直接受け取り、運営に係る費用を回収する「独立採算性」で事業を行う。 	愛知県道路公社 関西国際空港
包括的民間委託					<ul style="list-style-type: none"> 包括的民間委託とは、「指定管理者制度」、「PFI」等の民間委託を指し、個別委託ではなく包括的に委託する制度である。 包括的民間委託とは、公共施設の管理委託において管理受託した民間事業者が創意工夫やノウハウの活用により効率的・効果的に運営できるよう、複数の業務や施設を包括的に委託すること。 包括委託の対象とする業務や施設の範囲はさまざまなパターンがありうる。 民間事業者の創意工夫を引き出すため、複数年契約、性能発注方式（受託者に対して一定の性能確保を条件として課しつつ、運営方法の詳細は受託者の自由裁量に任せる発注方式）にする場合が多い。 委託管理者は公的サービスであることを逸脱しない範囲で許可を得て、自らの利潤を得るための施設管理運営が行える。 	横浜港（指定管理） 博多港（指定管理）	
PPP (Public Private Partnership : 公民連携)	DBO方式 (Design Build Operate : 公設民営)	民間企業、 NPO 法人等	行政機関	民間企業、 NPO 法人等	<ul style="list-style-type: none"> 事業者に設計、建設、運営を一括して委ね、資金調達は公共が行う。 設計と建設が一体化している方が効率的である場合や、初期投資が数百億円に上るなど、民間での資金調達が困難である場合に採用されることがある。資金調達は公共が行う以外は、他と手順に違いはない。 BP 管理に実績のある団体等に限定し、BP 運営ノウハウを活用可能、公的負担が減少。 	姫路市新美化センター	
	市場化テスト				<ul style="list-style-type: none"> 公共サービスを国民に提供する主体として、官と民のどちらがより国民の期待に応えられるのかということ国民に判断してもらうために行われる、官民競争入札制度。 民間の持つマーケティング力を活かして国民（市民）のニーズにあったサービスを提供することが期待される。 公共サービスを提供する最終責任は官に残る制度となっており、万が一事故が発生した場合の賠償責任は、最終的に官が負うことになるが、官は民間事業者に対して求償を行うことができる。 	倉敷市車両維持管理業務（平成20年4月～平成23年3月）	